

幼児教育・保育無償化制度に伴う利用料償還払いの手続きについて (ご案内)

幼児教育・保育無償化制度に伴う対象施設または事業の利用料に対する償還払いについて、下記のとおりご案内いたします。なお、無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定」が必要になります。

記

1 支払い時期(単位)等

四半期ごと(①4～6月分、②7～9月分、③10～12月分、④1～3月分)に取りまとめた上で、それぞれの該当施設分について年4回(①8月、②11月、③2月、④5月)に分けてお支払いいたします。

2 償還払いとなる対象利用施設・利用事業

- ・認可外保育施設
- ・認定こども園の預かり保育事業
- ・幼稚園の預かり保育事業
- ・保育園の一時預かり事業
- ・病児病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

3 償還払いの手続き方法

- ①施設・事業所へ利用料を支払う。
- ②施設・事業所から四半期(3か月ごと)に必要な書類及び提出方法に関する案内が配布される。
- ③施設・事業所から配布された必要書類に必要な事項を記入し、施設・事業所へ提出する。(別表提出先参照)
- ④市から利用者の指定口座へ無償化対象額を支払う。

※無償化の対象となるのは、保育料のみです。その他の費用においては、実費負担となります。

【注意】 保育園の一時預かり事業分については、事務処理の都合上、必要書類の配布が遅くなります。提出期限まで非常に短い期間になりますので、速やかに請求書等の必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

4 必要書類の配布・提出方法について

利用者が必要書類を提出する時期になりましたら、施設・事業所から案内と必要書類を配布いたしますので、案内のとおりにご提出ください。※事業ごとの必要書類一覧は別表のとおりです。

※ 施設・事業所が償還払い手続きの取りまとめ等を行うことができない場合は、必要書類等の配布は子育て支援課から直接保護者へ郵送いたします。必要書類の提出先についても期日までに子育て支援課へ直接ご提出ください。

不明な点がありましたら、利用している施設または蒲郡市役所子育て支援課(0533-66-1107・1108)までご連絡ください。

施設	提出書類			提出先
	様式	様式名称等	記入者	
幼稚園の 預かり保育事業	第 51 号様式 第 56 号様式 第 58 号様式	施設等利用費請求書（償還払い用） 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（★） 特定子ども・子育て支援提供証明書（★）	保護者 利用施設 利用施設	各幼稚園
認定こども園（1号 認定に限る）の 預かり保育事業	第 51 号様式 第 56 号様式 第 58 号様式	施設等利用費請求書（償還払い用） 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（★） 特定子ども・子育て支援提供証明書（★）	保護者 利用施設 利用施設	各認定こども園
認可外保育施設	第 52 号様式 第 59 号様式	施設等利用費請求書（償還払い用） 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内訳書（☆）	保護者 利用施設 利用施設	各認可外保育施設 ※但し、幼稚園通園者の併行利用については 通園先の幼稚園に提出
一時預かり事業 （公立保育園）	第 52 号様式 第 59 号様式 領収証	施設等利用費請求書（償還払い用） 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内訳書（☆） 金融機関で支払い時に渡されるもの	保護者 利用施設 —	利用した保育園 ※但し、幼稚園通園者の併行利用については 通園先の幼稚園に提出、幼稚園は併行利用 していないが、認可外保育施設を併行利用し ている場合は認可外保育施設に提出
病児病後児 保育事業	第 52 号様式 第 57 号様式 第 58 号様式	施設等利用費請求書（償還払い用） 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（★） 特定子ども・子育て支援提供証明書（★）	保護者 利用施設 利用施設	おひさまキッズ
ファミリー・サポー ト・センター事業	第 52 号様式 領収証	施設等利用費請求書（償還払い用） 援助活動報告書	保護者 提供会員	子育て支援課

※(★)がついている様式は、利用している施設から発行されます。

(☆)がついている様式は、蒲郡市役所子育て支援課から発行されます。

※市外の幼稚園・認可外保育施設を利用している場合は、子育て支援課までお問合せください。Tel:0533-66-1107